

委員 長 報 告 書

さる 12 月 5 日の本会議において、本委員会に付託された

議案第 17 号 橋本市道路占用料条例の一部を改正する条例について

議案第 18 号 橋本市下水道条例の一部を改正する条例について

議案第 19 号 橋本市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する
条例の一部を改正する条例について

を審査するため、12 月 9 日に委員会を開催し、慎重審査の結果、議案第 17 号は全会一致で原案可決、議案第 18 号及び議案第 19 号は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下その概要を報告いたします。

記

議案第 17 号は、道路法の規定による道路占用料の徴収方法にかかる事項を明確化するとともに、督促手数料及び延滞金の徴収に必要な事項を新たに定めるものである。

委員から、徴収方法にかかる事項が明確化されたことに伴う周知について ただしがあり、実務的には現在と同じであることから特段周知は行わない との答弁がありました。

滞納状況について ただしがあり、今回の条例案にあてはめると平成 30 年度において督促の対象となるものが 1 件である との答弁がありました。

議案第 18 号は、公営企業法を適用した下水道事業において、収益状況の改善を図り継続可能な事業運営を行うため、下水道使用料の改定を行うものである。

委員から、下水道事業の経営予測によると、営業費用は年々増加傾向にあるがその要因は とのただしがあり、施設の老朽化に伴う修繕費が主な要因である との答弁がありました。

農業集落排水利用者が公共下水道へ接続替えする場合において新たに

かる費用と接続後の使用料金の増減について ただしがあり、農業集落排水の利用者は、当該施設の整備時にその負担金を、また、整備後の加入者は受益者分担金を支払っていることから、接続替え時には新たな負担金は発生しない。接続後の使用料金については、一般的な世帯において標準的な使用水量により試算したところでは、料金改定後においても同等以下となるが、使用水量が多くなると逆転する場合もある との答弁がありました。

農業集落排水事業と公共下水道事業の統合を進めるうえでの、農業集落排水利用者に対する説明について ただしがあり、すでに吉原地区及び山田・出塔地区において説明会を開催し、宅内排水設備の管理方法にかかる課題はあるが、概ね理解は得られているものと考えている との答弁がありました。

今後の下水道拡張工事は接続率が 100%を見込める箇所しか実施しないとのことであるが、接続意思の確認方法は とのただしがあり、接続同意書により意思の確認をしたうえで工事を実施する との答弁がありました。

認可区域内において、下水道への接続を希望していても立地的に整備が困難な宅地があった場合の対応について ただしがあり、基本的には認可区域から除外し、接続意思の調査対象からも外すべきものと考えている との答弁がありました。

5年後に予定しているとされた更なる値上げの改定幅を抑えるための取組みについて ただしがあり、老朽化した施設を計画的に修繕することで突発的な修繕にかかる費用を抑え、また工事費削減による減価償却費の抑制、人員配置の適正化による人件費削減に努める との答弁がありました。

令和元年6月定例会の本委員会における、高資本費対策にかかる交付税措置に関する説明では、使用料を値上げしないと今年度の交付税が、約6,000万円の収入減となると受け取れたが、その認識でよいか とのただしがあり、交付税措置が無くなる部分においては当時の説明どおりであるが、収入減となる時期については、2年後の令和3年度ということである。また6月定例会において、値上げにかかる条例改正案が否決されたことにより、今年度中の減収分を、資本費平準化債の借入れにより対応すること

で、その償還金に対する交付税約 4,000 万円については、以降 20 年間において交付措置されることから、実質減収見込額は約 2,000 万円に抑えられたことになる。なお、当該条例改正案が可決された場合には、令和 4 年度以降の高資本費対策にかかる交付税措置が適用される との答弁がありました。

今回、今後 10 年間の経営予測は示されているが、それ以降の経営計画も策定すべきでは とのただしがあり、策定の必要性はあると考えており、健全な経営に向け、情勢の変化に対応した取組みを進めていく との答弁がありました。

公営企業法が適用されたことで、原則私費負担ということではあるが、営業費用が増加することに加え、今後人口減少に伴い使用水量も減ってくるなかで、継続的な事業経営には、値上げによるほかないとの見方についてどう考えるか とのただしがあり、国の方針が変わったことにより公営企業法が適用され事業経営が困難な状況になっているが、健全経営に努め、できるだけ市民生活に影響を及ぼさない取組みを進めていく との答弁がありました。

滞納整理に向けた取組みについて ただしがあり、徴収については業務委託しているが、市が毎月、業務の成果報告を受け、モニタリングを実施している。その中で徴収率向上に向けた取組みを促す指導を行うとともに、徴収が困難な債権については、法的措置を講じることも検討する との答弁がありました。

紀の川流域下水道維持管理負担金の軽減に向けた活動状況について ただしがあり、県に対し、負担金軽減について申し入れしている。また県主導のもとで、伊都・那賀地域による広域化の研究や、伊都浄化センターにおける汚泥処理費削減などの調査研究を行っている との答弁がありました。

今回の値上げによる増収見込額について ただしがあり、年平均約 7,700 万円を見込んでいる との答弁がありました。

今後、使用料収益の減少が予想されるなか、下水道事業の整備計画自体を抜本的に見直すべきと考えるがどうか とのただしがあり、下水道整備

にかかる費用は莫大で、確かに効率が悪い区域を整備していることもあり、今後は既存の設備を維持管理することと並行し、代替案を検討し方向性を決定していく必要があると考えている との答弁がありました。

認可区域外の宅地で下水道利用を希望する方への対応について ただしがあり、一定の要件を満たす場合には、例外的に所定の手続きを行うことで接続は可能としている。なお、接続工事にかかる費用は自己負担となる との答弁がありました。

討論に入り、原案に反対の立場から、消費増税が実施されるなか、使用料が今後 10 年間に於いて 2 段階の値上げが予定されており、今回の値上げにより市民生活に及ぼす影響は大きいことから本議案に反対する との討論がありました。

原案に賛成の立場から、下水道整備計画を進めるうえでの課題があり、値上げ自体には心から賛成できるものではないが、値上げを先延ばしすることは将来に負担を強いることになる。また経営改善につながる方法を市全体で協力して検討すべきと考え、本議案に賛成する との討論がありました。

議案第 19 号は、新たに臭気対策用の可燃ごみ指定袋、及びリサイクルごみ指定袋を新たに設定するもの、並びに学校教育法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律が改正されたことに伴い所要の改正を行うものである。

委員から、可燃ごみ指定袋（大）と臭気対策用可燃ごみ指定袋の原価について ただしがあり、1 枚あたり可燃ごみ指定袋（大）は 11 円、臭気対策用可燃ごみ指定袋は 24 円である との答弁がありました。

全ての可燃ごみ袋を臭気対策用にする考えはあるか とのただしがあり、現在は当該ごみ袋の製造業者が限られていることから大量に調達することは困難であるが、今後は販売数を考慮したうえで検討する との答弁がありました。

討論に入り、原案に反対の立場から、臭気対策用ごみ袋が可燃ごみ指定

袋（大）と比べ高く、可燃ごみ指定袋（大）と同じ価格設定にしてほしいという思いから本議案に反対する との討論がありました。

原案に賛成の立場から、原価が高ければ販売価格が高いのは当然のことで、また今後、臭気対策用ごみ袋の売れ行きが良好であれば、原価が下がることも考えられることから本議案に賛成する との討論がありました。